

郵 送 手 続 依 頼 書

郵送での相続手続を依頼します。つきましては、相続人等であることの確認資料として、次の書類を送付します。

記

- ①相続についてのお伺い（兼相続手続開始報告書）
- ②被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（注）
- ③被相続人との関係のわかる書類

相続手続代表者	確認書類
相続人	・兄弟姉妹の場合は被相続人の両親それぞれの出生から死亡までの連続した戸籍謄本（注） ・代襲相続人がある場合は被代襲相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（注）
遺言執行者	・遺言書の写し 自筆証書遺言の場合は検証済み証明書も添付
相続財産清算（管理）人	・選任審判書謄本

※（注）法務局で発行する法定相続情報一覧図を提出する場合は戸籍謄本の提出は不要です。

- ④相続手続代表者の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し

以上

当行への連絡事項（相続手続についてご質問等ございましたら、ご自由にご記載ください）